

播磨町子育て支援センター



- ▼南部子育て支援センター ☎079(437)4188
- ▼北部子育て支援センター ☎078(944)0717
- ▼福祉グループ ☎079(435)2362

ご存知ですか？

児童のための3つの手当

児童の心身の健やかな成長と福祉の増進を図るため、3つの制度（児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当）を紹介いたします。

- ◎児童手当 中学校修了前の児童を養育している人に支給されます
- ◎児童扶養手当 離婚などにより、父または母と生計を共にできない、18歳までの児童が養育されている家庭の生活安定と自立を助けるために、児童の父や母、または父母に代わって養育している人に支給されます
- ◎特別児童扶養手当 身体、精神または知的に障がいのある、20歳未満の児童を養育する父や母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます

3人乗り（幼児2人同乗用）自転車レンタル事業が事業譲渡されます

播磨町で実施している3人乗り（幼児2人同乗用）自転車レンタル事業が、10月1日より加古郡リサイクルプラザへ事業譲渡されることとなりました。

10月以降の事業内容については、加古郡リサイクルプラザが決定しますので、直接加古郡リサイクルプラザまでお問い合わせください。

※現在3人乗り（幼児2人同乗用）自転車のレンタルを受けられている方は、決定している返却期間まで引き続きご利用できます。（別途通知します）

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362



支給要件があります。詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

児童扶養手当・特別児童扶養手当の届出書の提出を忘れずに

児童扶養手当を受けている方は、「現況届」を8月1日（休）30日（金）までの間に、特別児童扶養手当を受けている方は、「所得状況届」を8月12日（月）9月10日（火）までの間に提出することになっています。該当者には通知しますので、受付期間内に、必ず提出してください。この届を期限内に提出されないと、8月分以降の手当が受給できませんので、ご注意ください。

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

取り扱い窓口が変わります

3人乗り（幼児2人同乗用）自転車レンタルご利用案内

「子育て世代に対してのリユース、3Rの啓発」を目的として、加古郡リサイクルプラザが3人乗り自転車のレンタル事業を承継することになりました。

お子さんの送り迎えや買い物など、安全・安心に楽しく移動するために、「活用ください」。



- ▼対象 1歳以上6歳未満の幼児2人以上を養育されている播磨町及び稲美町の住民
- ▼レンタル期間 返却期間などを含み1年間（10月6日～平成26年9月30日）
- 貸出台数 10月貸出開始分 20台 ※平成26年2月にも4月貸出開始分の利用者募集を予定しています。
- ▼費用 無料 ※ただし、次の費用は利用者負担です。
 - ・事故などで発生した損害にかかる賠償は利用者負担で利用者責任（傷害保険は利用者負担）です
 - ・自転車の返却に際しては、指定する自転車店にて点検整備（TSマークの貼付・利用者負担千円）を行ってもらってください

- ・自転車の修理・盗難などの弁償にかかる費用は、利用者負担
- ▼利用条件
 - ・加古郡リサイクルプラザで9月27日（金）午後1時30分から行う交通安全講習（約1時間）を必ず受講してください
 - ※詳しくは、はがきにてお知らせします。
 - ・同乗する幼児はヘルメットの着用が必要です
- ▼貸出日時 10月6日（日）午前10時～正午
- ▼貸出場所 中央公民館 西側駐車場
- ▼申込期間 8月1日（木）～15日（木）
- ▼申込方法 加古郡リサイクルプラザに申請書を提出してください（郵送可・締切日の消印有効）

申請書は、加古郡リサイクルプラザのホームページでもダウンロードできます。その他福祉グループ、子育て支援センター、中央公民館、図書館でも配布します

▼利用者の決定 応募者多数の場合は抽選を行います

▼問合せ 加古郡リサイクルプラザ（担当：山口・高田） ☎079(437)7671

北部子育て支援センター

ママパパサポート講演会

「子育て中のおくすりはなし」

小児に与える薬の仕組みと効き方、正しい使い方と副作用などについて、薬剤師がわかりやすくお話しします。授乳中のお薬についての話も聞けます。日頃疑問に思っていることを質問できるコーナーもあります。

- ▶日時 9月11日（水）10:20～11:20
- ▶場所 北部子育て支援センター
- ▶講師 播磨薬剤師会 ママサポート薬剤師
- ▶対象 町内在住の平成24年4月2日以降生まれの乳児と保護者（父母・祖父母）
- ▶定員 先着20人
- ▶申込み・問合せ 8月12日（月）午前9時から、北部子育て支援センターで電話または直接受け付けます ※託児はお問い合わせください。 北部子育て支援センター ☎078(944)0717 ※駐車場が少ないのでなるべく徒歩か、自転車でお越しください。

年金

付加保険料を納付しませんか

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581 加古川年金事務所 ☎079(427)4743

付加保険料とは

平成25年度の老齢基礎年金の年金額は、40年間の保険料をおさめた場合の満額で78万6千500円ですが、老後にこの年金額をもう少し引き上げたいとお考えの方には、付加年金制度が設けられています。これは、毎月の国民年金保険料（平成25年度は1万5千400円）に付加保険料（400円）を上乗せして納付すると、付

加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給される仕組みです。厚生年金などの被用者年金制度に加入している方は報酬によって保険料や給付額が増減しますが、自営業者やフリーで仕事をしている方など第1号保険者の場合は、保険料と給付（老齢基礎年金）が定額になっています。将来の生活設計にあわせて上乗せの年金を考えている第1号保険者の方のためには、

付加年金額は

付加年金額の計算は、次のとおりです。

年金額Ⅱ200円×付加保険料月数（65歳から老齢基礎年金を受給する場合）

つまり、保険料月額400円に対して年金額は200円ですから、1年間付加保険料を納付した場合、65歳から年金を受け取るとして、2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができる計算になります。

なお、付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給されます。老齢基礎年金を65歳より前に繰上げ受給または66歳より後に繰下げ受給する場合には、付加年金額も老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

付加保険料の手続きは

付加保険料の納付申出の手続きは、「国民年金付加保険料納付申出書」を住民登録している市区町村役場の国民年金担当窓口へ提出します。

必要書類など

①年金手帳または、納付書など基礎年金番号のわかるもの
②認め印